

政令第百六十六号

構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条の前の見出しを削り、同条を第四条とし、同条の前に見出しとして「（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）」を付する。

第二条を第三条とする。

第一条中「構造改革特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（提案の募集）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第三条第三項の規定による提案の募集は、少なくとも毎

年度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。別表中「第七条」を「第八条」に改め、同表第一号中「第六条」を「第七条」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（平成十九年五月二十八日）から施行する。

- ( 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正 )
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条中「第二条第四号」を「第三条第四号」に改める。